

「今後の食品リサイクル制度のあり方について（案）」に対する
意見の募集の結果について

平成 31 年 2 月 4 日
農林水産省食料産業局
環境省環境再生・資源循環局

食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会及び中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会との合同会合では、同会合において取りまとめた「今後の食品リサイクル制度のあり方について（案）」について、平成 30 年 12 月 26 日から平成 31 年 1 月 24 日までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載すること等を通じて、広く意見を募集しました。

募集期間にお寄せいただいた 70 件（19 名）の御意見の概要とそれに対する合同会合の考え方につきまして、別紙のとおり整理されました。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産・環境行政の推進にご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

- 農林水産省食料産業局バイオマス循環
資源課食品産業環境対策室
担当：食品リサイクル班
代表：03-3502-8111（内線 4319）
直通：03-6744-2066
- 環境省環境再生・資源循環局総務課
リサイクル推進室
食品リサイクル担当
代表：03-3581-3351（内線 6828）
直通：03-5501-3153

「今後の食品リサイクル制度のあり方について（案）」に対する
意見の募集の結果について

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1. 全般に関する御意見		
軽微な異物混入等の場合に製造者が回収・廃棄するよりも、消費者が自己責任の上で安く購入できるよう、「損害可能性承知購入制度」を導入すべき。	1	御意見として承ります。
食品関連事業者の数は 100 万にのぼる。食品関連事業者の中で排出事業者責任を全うする仕組みをモデルとして作り、拡大する手法を取るべきである。	1	御意見として承ります。
不可食分を含めた食品廃棄物の発生抑制は食品の品質を損ねる恐れがあり安易に行うべきものではない。不可食分については資源としての有効利用に限定して取り組むべき。	1	不可食部であっても、発生抑制が可能な場合には、発生抑制に取り組むことが重要と考えております。
食品の包装紙容器に外観上のわずかのズレがあっても不良として扱われ、内容物を充填したまま、返品され、焼却処分を命じられます。各工程に 1000 万円以上かかる欠点検知器や、目視検査員を動員して流出防止をはかっていますが、極く小さな欠点でも食品メーカーの工場で見れば全数アウトとされる事がたびたびです。日本の生産性を大きく下げているものの一つに過剰品質要求と過剰な弁償要求があります。食品業界の行き過ぎを正して頂ければ幸甚に存じます。	1	御意見として承ります。
食品廃棄物についての現状と課題を踏まえ、具体的施策について、優先順位も含め賛成です。提案等々も細部にわたり、とてもよく書かれていると思います。「P17 おわりに」にあるとおり、この提言を是非具体的に押し推めてほしいと切に願います。	1	御意見として承ります。
食品ロスの定義に、農地等で廃棄されるものも含めるべき。	1	御意見として承ります。
加工食品の場合、包装に軽微な不良（中身の安全安心には全く影響のないもの）があると、包装されたまま加工食品が廃棄される実態がある。そこにもメスを入れるべきではないか。	1	そうした中身の安全性に影響がない食品がフードバンク等に提供する取組も行われているものと承知しています。
消費者の食品ロスの発生の原因として、大手量販店による販売方法もあると思われ、その点にも触れるべき。	1	ご指摘につきましては、参考とさせていただきます。
食品リサイクルだけを取り上げて議論するのは、そこから派生する、「健康保険財政の赤字」「プラスチック循環経済」「独占禁止法違反」などの課題解決とはならないのではないかと。総合的に施策を実施できる権限を有する組織づくりが必要では。	1	御意見として承ります。

2. 「食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等の現状と課題」に関する御意見		
一部の排出事業者の排出事業者責任の全うには仲介業者が一定の役割を果たしていることもご理解いただき、法令でこうした仲介業者について認めていただきたい。	1	御意見として承ります。
発生抑制の主体(フードバンク等)を食品リサイクル法の中に位置づけることが必要。	1	御意見として承ります。
食品製造事業者、中間流通事業者を含むサプライチェーンのどの主体でも計画可能なリサイクルループの制度設計を求める。	1	食品製造事業者が主体となって再生利用事業計画を実施している事例もあり、そのような事例の周知に努めてまいります。
食品リサイクル制度における優先順位を明確にし、温室効果ガスの排出も考慮して、排出事業者の取組を見える化し、消費者も巻き込んでいくべきである。	1	御意見として承ります。
食品リサイクル事業者を利用する排出事業者では、容器と内容物の分別を行う事業者の確保ができず再生を断念することが多い。排出事業者が主体となって障害者雇用に資する形で分別を行う事業の実施に対する規制緩和と対応をお願いしたい。	1	御意見として承ります。
定期報告データ公表の前にデータ精度の見直しが必要。PDCAサイクルを回すために報告数値の正確性を期するための対応を求めたい。	1	御意見として承ります。
再生利用に関しては取組が進んできているが、発生抑制に関する取組は仕組みとして不十分。	1	発生抑制に関しては、目標値を見直し、より一層の削減に向けて取り組んでまいります。
市町村が新規の一般廃棄物の収集運搬業許可を出さないことが、再生利用の妨げになっている。「再生利用指定制度」については運用の適正な解釈を市町村に通知すべきである。	1	御意見として承ります。
「生ごみをどう減らすか」という議論になるとすぐ「リサイクルを」という声が出るが、リサイクルには限界があり、食料自給率を考える上でも問題があるので、「発生抑制」を第一に掲げて、多くを割いていることは評価できる。食育の上でも発生抑制が重要であることを記載してはと考える。	1	食育の推進と食品ロス削減が密接に関連していることについては、「3(6)食品ロス削減、食品循環資源の再生利用等を通じた他の政策目的への貢献について」にて記載しております。食育の推進による食品ロスの削減も見込まれます。
「賞味期限の延長及び年月表示化並びに3分の1ルール等の商慣習の見直しなど、事業系食品ロスの削減に向けた取組が進められている。」事を更に促進する策を講じるべきと考えています。	1	御意見として承ります。

3. 「食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等を推進するための具体的施策」に関する御意見		
食料備蓄について、食品リサイクル法の対象範囲を広げ、食品ロスの対象として量の把握、削減に努めるべき。	1	御意見として承ります。
再生利用の実施事例の普及に合わせて食品ロスに関する食育の多様化を進めるべき	1	御意見として承ります。
災害備蓄食品を有効活用するには、モデルを作り普及させる必要がある。対策として、地域活動の拠点である学校での備蓄食品の給食利用や、備蓄食品の調達へのグリーン購入の導入などは、食品ロス削減に有効である。	1	御意見として承ります。
地域で資源循環に取り組む様々なプレイヤーが情報を共有することで、課題把握や地域資源循環の構想構築が可能になる。定期報告データは、公表への同意等の3条件を全て満たしている場合以外も公表することが有用。	1	御意見として承ります。
フードバンク活動は発生抑制に有効であるが、加工食品より野菜、果物、肉等の提供が求められている。生産地での規格外品の廃棄等も知られており、行政による支援はもとより食品関連事業者の枠組みを広げ、幅広い事業者が食品ロス削減に関われる制度が社会的に求められている。	1	御意見として承ります。
食品ロス削減のための技術の活用を見据え、関係者がその技術を使う際のルール作りが必要。企業のコスト削減だけでなく、社会コスト全体の視点から議論してほしい。	1	御意見として承ります。
「一般廃棄物の処理を担っている市町村においては、その一般廃棄物処理計画において、食品廃棄物の再生利用等を適切に位置づけ」とあるが、一般廃棄物で一括問題解決を図るのは無理があると考えます。事業系一般廃棄物、産業廃棄物の区分けを無くすほどの抜本的な改革が必要なのではないか。	1	御意見として承ります。
再生利用事業者の中でも取組のレベルの差が大きい。再生利用事業者を排出事業者が判断すると、問題が生じるのではないか。	1	御意見として承ります。
同業種内でも事業者ごとに状況が異なり、食品リサイクルへの取り組み姿勢について消費者から誤認される恐れがある。「業種ごと」の目標値に対して、国の基本的な考えのみ示し、業種ごとに共通で取り組めるような内容を事業者が自主的に定める方式の方が合理的であると考えます。	1	御意見として承ります。

<p>市町村単位の報告は事業系一般廃棄物として処理をしている事業者だけに限っていただきたい。 産業廃棄物として処理している食品製造業者については、市町村ごとのデータ把握に大きな意味があるとは思えない。仮に必要としても電子マニフェストデータの活用によって個別の報告は不要にすることを提言したい。</p>	1	<p>定期報告データの取りまとめ及び公表の単位の細分化については、地域ごとの食品循環資源の発生抑制及び再生利用等の状況の把握及び対策の促進のために行うものであり、産業廃棄物についても、より単位の細分化を行うことは重要と考えております。</p>
<p>食品廃棄物等の発生抑制や再生利用に関する各食品関連事業者の取組状況についての公表は、事業者間の不公平感を生じる恐れがあることから、従来通りに公表に関しては事業者の同意を得るべきである。</p>	2	<p>御意見として承ります。</p>
<p>食品製造事業者は、環境への配慮と共に収益向上にもつながるため食品廃棄物の発生抑制に継続して取り組んでおり、まずは、その効果を評価するべきである。また、食品廃棄物等の発生抑制の新たな目標値の設定については、目標を設定していない業種もある中、公平性に配慮する観点からも、慎重に検討するべきである。</p>	2	<p>御意見として承ります。</p>
<p>食品製造業における食品廃棄物等可食部分の正確な把握をした上で、産業活動の過度な制約とならないような食品ロスの削減目標とするとともに、消費期限表示の日配品等については、企業間の連携・協力を行い、発注予測精度向上と発注数量の共有早期化等による関係主体に相乗効果を生むような施策を推進して欲しい。</p>	2	<p>御意見として承ります。</p>
<p>外食産業は多様な規模の事業者が活動しており、一店舗当たりの食品廃棄量が少なく、性状が不安定、店舗周辺のリサイクル施設の不在などによりリサイクルが困難な状況にある。そのため再生利用実施率も23%にとどまっており、外食産業における再生利用等実施率目標値は50%に据え置き、引き続き外食産業の自主的な取組を支援していただきたい。</p>	1	<p>御意見として承ります。</p>
<p>外食産業の店舗などで発生する「食べ残し」は、消費者への提供後に発生する食品廃棄物であることから、事業者単独の努力のみでは削減が難しい食品廃棄物である。そのため、「食べ残し」の削減については、国民運動など行政が主導する消費者啓発活動と連携して推進していく方向が望ましい。</p>	1	<p>消費者への啓発については、本文P10の33行目に記載の通り、3010運動の実施等消費者への普及啓発の有効についても記載しております。御意見として承ります。</p>
<p>多量発生事業者の定期報告を細分化し市町村ごとの発生量などを把握し報告することについては、市町村が主体的に食品リサイクルを推進する契機につながることで重要である。細分化して報告する場合は、報告内容がど</p>	1	<p>御意見として承ります。</p>

のように取りまとめられ、活用されるのかについて、具体的に明確にする必要がある。		
コーヒーかすについては、高熱量・高効率であるためバイオマス燃料としての活用を、再生利用等実施率に加えるべき。	1	現在でも、コーヒーかすが飼料化、肥料化されている事例が存在します。 このため、基本方針に示されている優先順位に基づいた再生利用が求められます。
食品廃棄物は、カーボンニュートラルな「バイオマス燃料としての活用」による熱回収などで効果が認められるものもあり、熱回収の認められる要件を見直し、品目に応じた柔軟な対応ができるようにすることが、再生利用の促進につながり、環境負荷・社会コストの低減に資する。	2	御意見として承ります。
事業系食品ロス削減施策のあり方について ・量販店・コンビニ等において賞味期限、消費期限が迫っている食品については、消費者に買い取ってもらう有効な手立てを取り組む。 ・外食産業においては、お子様ランチや女子コースがあるのに、お年寄りコースがない。 ・学校給食などで判明した完食率の低さを考え、質の向上と食育によって是正する。	1	御意見として承ります。
家庭系食品廃棄物に係る取組について ・販売業者の安値特売等による単品、合わせ販売などで、適正以上の大量買い込みを規制し、自粛させる。 ・冷凍、冷蔵、常温保管などが簡単に判別出来るように、パッケージ等に表示義務をさせ、消費者においては適切に処理することを奨励する。 ・将来、レジ袋が無くなることを考え、生ごみ廃棄用の専用容器(袋)も考慮しなければならない。	1	御意見として承ります。
世界の人口はますます増え続け、食糧不足が懸念されている現在、食料自給率は38%しかなく、輸入に頼る日本の食糧戦略、エネルギー、資源など総合的に見直し、最低限、輸入に頼らない食糧増産を目指してほしい。	1	御意見として承ります。
特に外食産業の食品廃棄物の削減やリサイクルが進まない理由の一つとして、一部自治体では事業系ごみの処理手数料が安く、食品廃棄物の削減やリサイクルへのインセンティブが小さいことが考えられる。自治体の事業系ごみの処理手数料を適正な水準にしていく必要性を明記していることは評価できる。	1	御意見として承ります。
家庭系食品廃棄物のメタン化を行うためには、食品廃棄物の分別収集や新たなメタン化設備の設置、メタン化の	1	御指摘の通り、発生抑制は、食料資源の有効活用において最も優先さ

<p>残渣の処理が必要になり、相当な経費がかかることを考えると、実行は困難である。またメタン化に適した廃棄物と適さない廃棄物がある。ここでの記述の仕方としては「メタン化という方策もあるが、課題も多いため、家庭系食品廃棄物については発生抑制を第一とすべきである。」が望ましいと考える。</p>		<p>れるべき手法と考えております(P.2の30行目)。</p>
<p>食品製造事業者は、収益向上のためにも食品廃棄物の発生抑制に取り組んでおり、その効果を評価し、公平性に配慮して、食品廃棄物等の発生抑制の目標値の設定について検討すべき。</p>	1	<p>御意見として承ります。</p>
<p>3(1)定期報告データの事業者毎の公表について (p9 26 行目)「精度良く」を削除する。 (p9 27 行目)「について把握できるようにすることが重要である。」を「について、食品リサイクル法による支援も視野に入れ、把握率向上を図ることが重要である。」に改める。</p>	1	<p>原文の通りとさせていただきます。 御指摘につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>3(2)2事業系食品ロス削減施策のあり方について (p10 20 行目)「今後、より一層の食品ロスを削減するためには、」の後に「食品ロス発生量を的確に把握し、」を追加する。 (p11 14 行目)「押し付け合いにつながりかねないことなどを考慮に入れ、」の後に「サプライチェーンの上流から下流までの各事業者が責任を持って取り組んでいける」を追加する。</p>	1	<p>御意見を基に修正します。</p>
<p>3(4)学校給食用調理施設、公的機関の食堂等から発生する食品廃棄物等に係る取組について (p15 24 行目)「引き続き」を削除する。 (p15 24 行目)「再生利用の実施事例の普及等を行っていくことが重要である」を「再生利用の実施事例の普及等を行っていくとともに、食品リサイクル法の対象とすることも含めて検討していく。」に改める。</p>	1	<p>原文の通りとさせていただきます。 御指摘につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>3(5)1家庭系食品ロスの削減について (p16 12 行目)「地方公共団体による普及啓発等をより一層促進するため、」の後に「地方公共団体の取組を支援するとともに、」を追加する。</p>	1	<p>御指摘の箇所の直後に記載されている、「地方公共団体の参考となるノウハウや地方公共団体が活用可能な普及啓発資材の提供」により、地方公共団体による普及啓発等をより一層促進することを想定しておりますので、原文の通りとさせていただきます。</p>
<p>排出事業者が判断基準省令を遵守するために必要な情報を、国が収集しインターネット等を通じた積極的な情報公開が必要と考える。</p>	1	<p>御意見として承ります。</p>

<p>公表により発生抑制・再生利用等の推進へのインセンティブにつながりやすいとも考えるが、事業者の中には食品リサイクル法では認められない手法での再生利用を行っているために発生抑制、再生利用の目標が未達となっている場合がある。再生利用の手法について弾力的な対応ができるようにするとともに、公表については事業者間の公平性に配慮し、食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等の推進のインセンティブになるものにすべきである。市町村ごとに定期報告については、それがその市町村における再生利用の対策の促進等につながるとは考えにくい。食品製造事業者にとっては作業負担だけが増大することから、食品製造事業者に市町村単位に定期報告を求めることについては反対する。</p>	1	御意見として承ります。
<p>バイオガス事業者に対する開業後 1 年間の実績が必要とする登録再生事業者申請までの期間の見直しが必要</p>	1	御意見として承ります。
<p>食品製造業における食品廃棄物等可食部分の正確な把握の上で、産業活動の過度な制約とならないような食品ロスの削減目標とするとともに、サプライチェーン全体での取組については関係主体に相乗効果を生むような施策を推進することを望む。</p>	1	御意見として承ります。
<p>食品小売業や外食産業等のリサイクル率を向上させるため、自治体による排出事業者へ指導を徹底するとともに、大量排出事業者に関しては</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自治体によるリサイクル率達成率の公表、 2. 自治体による優良リサイクル推進事業者認定制度、(認証マーク発行) 3. 特に優秀なりサイクル推進事業者の表彰制度 <p>等のリサイクル率向上のモチベーションが働く様な施策の検討をお願いしたい。</p>	1	御意見として承ります。
<p>事業系食品ロス量の数値目標について、本書においても明示すべき。</p>	1	数値目標については、食品リサイクル法の基本方針において示されるものと認識しております。
<p>2 の現状と課題、1 発生抑制にて「平成 26(2014)年に業種ごとに定められた目標値は、当時7割程度の事業者がすでに達成している値を基に設定された。」とあるが目標値設定が甘いのではないか。半分程度しか達成していない様なレベルに上げるべきではないか。</p>	1	当該目標については、業界全体の取組を底上げする観点から7割程度の事業者が達成している値を目標値として設定しております。
<p>2 再生利用率の所で、現状低すぎる外食産業の目標を当時の倍以上の 50%に設定していたのは評価できません。</p>	1	御意見として承ります。
<p>きちんと取り組んでいないところは実名を公表すべきで、これにより本気で取り組むことが促進できますので、</p>	1	御意見として承ります。

<p>これの実効性が例外規定等で損なわれることがないようにして頂きたい。</p>		
<p>発生抑制の目標値で適当な場合には目標を下げるとされているが、それは許されません。よほどの事情がない限り。</p>	1	御意見として承ります。
<p>事業系食品ロス削減施策のあり方についてで「賞味期限を年月で表示することにより、これまで製・配・販で賞味期限をもとに配送・保管・陳列を日付管理していたものを、月別管理にすることが可能となる。これにより、食品の在庫管理及び入出庫管理の効率化、さらには物流の効率化による関係者の労働時間の縮減及び低コスト化に資すると考えられる。」という記述はまさにその通り。それを促進するための施策に重点を置いて欲しい。</p>	1	御意見として承ります。
<p>食品製造業の再生利用率はすでに 95%と高率だが、据え置く事なく更に高率(例 98%)設定をお願いしたい。</p>	1	再生利用等実施率の目標については、基準実施率の考え方を基に定めるという方針の下で定めていくことが適当と考えております。その結果、食品製造業の目標が据え置かれた場合であっても、更なる取組の促進に努めていくことが適当と考えています。
<p>外食産業の H31 目標達成が厳しいという事で、次回の設定は現状を配慮して低めに定めるかの様な記述になっていますが、実効性を高める為に罰則や社名の公表などを実施すべきです。</p>	1	御意見として承ります。
<p>家庭から発生する食品廃棄物の量は事業系の食品廃棄物等の量の約半分に相当するという事で、この抑制や再利用の促進は重要です。記載されている様にメタン化の促進もいい案だと考えています。</p>	1	御意見として承ります。
<p>家庭系食品廃棄物にかかる取組について 家庭からの食品ロス削減に取り組むことが重要であるという点については全く同感で、地方公共団体による普及啓発等を促進する施策をとることについても全く異論はありません。が、飼料化や肥料化が困難でありメタン化の促進を図っていくことについては、賛成できません。家庭からの食品廃棄物の堆肥化は、コンポスト容器、ダンボールコンポストなど、土に還す運動、活動が盛んに行われている地域があります。このような活動により、本来捨てられていた食品廃棄物を有効な肥料、堆肥として資源化しています。</p> <p>メタン化に走る前に、地域で行われているこのような堆肥化活動を助成し、有効に生かす道を優先させることが</p>	1	メタン化は、飼料化や肥料化が困難な場合に行うものです。逆に言うと、飼料化や肥料化が可能な場合はこれらが優先されます。

<p>大切と考えます。廃棄物に関する市民の意識を高めつつ、メタン化も同時に行うような、柔軟な政策を望みます。</p>		
<p>P10 の 10 から 14 行目の賞味期限表示について 年月日から年月表示への切り替えは 食品ロス削減効果が大きく出るものと思われます。早急を実施すべき重要施策と考えますので、もう少し強く強調して記述してください。 尚、消費期限表示には触れられていませんが、これについても 1/3 ルールの改善を待つだけではなく、具体策を盛り込んでください。(本来は消費者が自分で鮮度を判断できる教育が必要で、消費期限表示が食品ロスを増加させたと思います。)</p>	<p>1</p>	<p>原文のとおりとさせていただきますが、年月表示や3分の1ルールの見直し等に関係者と協力の下で取り組んでまいります。</p>
<p>家庭系の食品廃棄物について、メタン化だけでなく、「各家庭での堆肥化の推進」を明記して下さい。</p>	<p>1</p>	<p>御意見を基に修正します。</p>
<p>学校給食での食品ロスは、生徒の目標摂取カロリーを基準として調理が行われているためと思われる。目標カロリーを取るよう指導する重要性は認めるが、ある程度継続して一定量の廃棄が続いている学校では、現状に即した量の調理に変えるよう指導する方法もあるのではないか。</p>	<p>1</p>	<p>御意見として承ります。</p>
<p>これから肥料の高騰が予想される状況下で、安全な農作物を持続的に手に入れる為には、食品廃棄物の半分を占める家庭系生ごみも土に還す必要があると思います。個々の家庭でできる堆肥化を通じて、小さな地域での循環が必要です。家庭でできることを推進すれば、発生抑制にもつながり、食品ロス対策も進むと考えます。</p>	<p>1</p>	<p>御意見として承ります。</p>